

# 令和4年度 自立相談支援事業従事者養成研修

## ・ 就労準備支援事業従事者養成研修

### 開催要項

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

#### 1. 研修の種類

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業において配置される主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を対象とした3種の養成研修を実施します。なお、就労支援員養成研修は、就労準備支援事業従事者養成研修と併せて実施します。

#### 2. 日程・定員

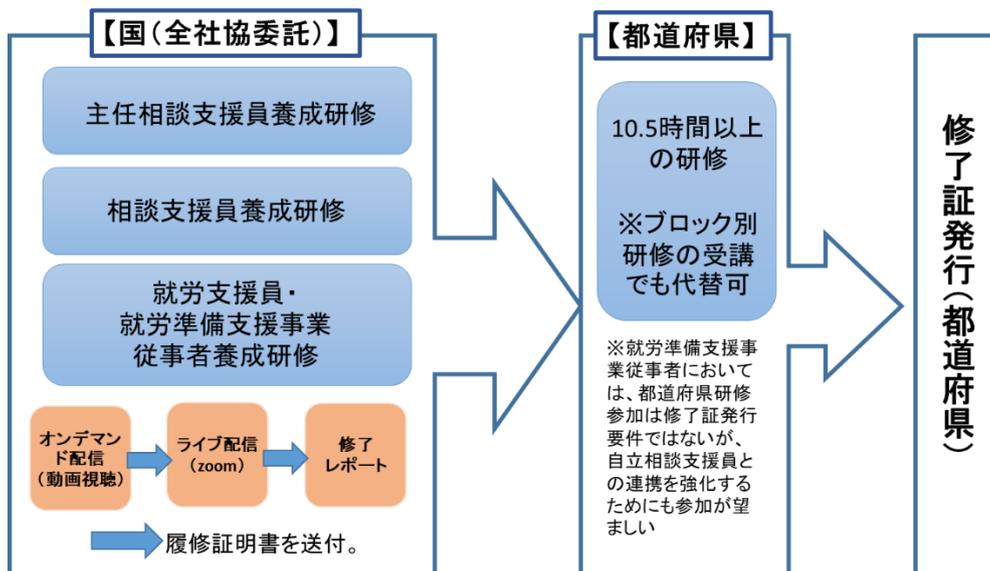
本年度の研修は、以下の方法により実施します。下記①～③すべてを履修した場合に本年度の国研修修了者となります。

- ①専用サイトに掲載された講義等の録画映像を都合のよい日程で視聴（以下、「オンデマンド配信」）
- ②zoomを活用した同時双方向型（日時指定）のオンライン研修への参加（以下、「ライブ配信」）
- ③修了レポートの作成・提出

※②はグループ討議（ブレイクアウトセッション）等を交えた参加型の演習を予定。

研修名	オンデマンド配信期間	ライブ配信日程 *いずれも10時～17時を予定（時間変更の可能性有）。	定員
主任相談支援員養成研修	9月上旬	10月12日（水）	250名
相談支援員養成研修	9月中旬	10月21日（金）	500名
就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修	8月上旬	9月15日（木）	500名

#### 3. 修了証要件を満たすための受講の流れ



## 4. 受講対象

### (1) 主任相談支援員養成研修

自立相談支援事業において主任相談支援員として配置されている者。

なお、以下の①～③までのいずれかに該当する者。

- ①社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者
- ②生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者
- ③相談支援業務に準ずる業務として、実施主体である地方自治体の長が認めた業務に5年以上従事している者

### (2) 相談支援員養成研修

自立相談支援事業において相談支援員として配置されている者。なお、相談支援業務に従事している者（これまで従事していた者も含む。）など、生活困窮者への相談支援を適切に行うことができる者。

### (3) 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修

以下のいずれかに該当する者。

- ①自立相談支援事業において就労支援員として配置されている者及び、就労準備支援事業において就労準備支援担当者として配置されている者。
- ②被保護者就労準備支援事業において被保護者就労準備支援担当者として配置されている者
- ③まだ自治体として就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業を実施していないものの、次年度以降に実施予定であり、就労準備支援事業担当者及び被保護者就労準備支援担当者として配置予定である者

## 5. 都道府県ごとの定員

本研修については、都道府県ごとの受講枠が設定されています。都道府県におかれては、下記通知及び事務連絡を参照の上受講希望のとりまとめをお願いします。

- ・「生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業の実施について」（令和4年4月18日付社援発0418第3号厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・「令和4年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修の実施について」（令和4年4月19日付厚生労働省事務連絡）※研修受講者の登録基準、都道府県別の受講枠等が示されています。

## 6. 研修内容

### (1) 主任相談支援員養成研修

主任相談支援員養成研修カリキュラム（別表1）により構成されています。

### (2) 相談支援員養成研修

相談支援員養成研修カリキュラム（別表2）により構成されています。

### (3) 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修

就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修カリキュラム（別表3）により構成されています。

※カリキュラムの内容は予定であり、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

## 7. 受講方法

研修はすべてオンラインにて行います。オンデマンド配信については、本研修の専用サイト（後日 URL を案内）にアクセスし、期間中にご自身で視聴し学習していただきます。受講にあたっては、動画を視聴できるパソコン等およびインターネット環境が必要です。

また、ライブ配信への参加のため、以下の機器等が必要になりますので確認のうえご準備ください。

### <ライブ配信（zoom）の参加に必要なもの>

- ・パソコンやタブレットで Zoom ミーティングに参加するため、マイク・カメラ・スピーカーが必要です。パソコン等にこれらの機器がついていない場合、別途購入する必要があります（安価なものは 2,000 円程度から購入できます。）
- ・周囲の音声をマイクが拾いますので、できるだけ周囲に人がいない静かな環境を確保するか、そうした環境が確保できない場合にはヘッドセット（イヤホンとマイクが一体になったもの）の利用をお願いします。
- ・同じ場所で複数の参加者が居る（例：一つの会議室内で複数台のパソコンで参加する）場合はハウリングを起こしてしまいますので、特に注意が必要です。
- ・ミーティング参加時は、安定していて高速で定額な接続環境が推奨されます。モバイル Wi-Fi ルーターなどで通信量オーバーによる速度制限がかかると切れてしまいますので、十分にご注意ください。

事業実施自治体、支援機関におかれましては、研修を受講する際には、受講者がインターネット環境の整った自宅等にて参加することも可能とし、受講日は勤務日扱いとするなど円滑な受講体制にご配慮ください。

## 8. 修了レポート

カリキュラムごとに、指定されたテーマについて修了レポートを作成し、データで提出いただきます。提出方法については別途ご案内いたします。

## 9. 受講料

無料 ※テキスト代は負担ください。

## 10. 研修資料、テキスト

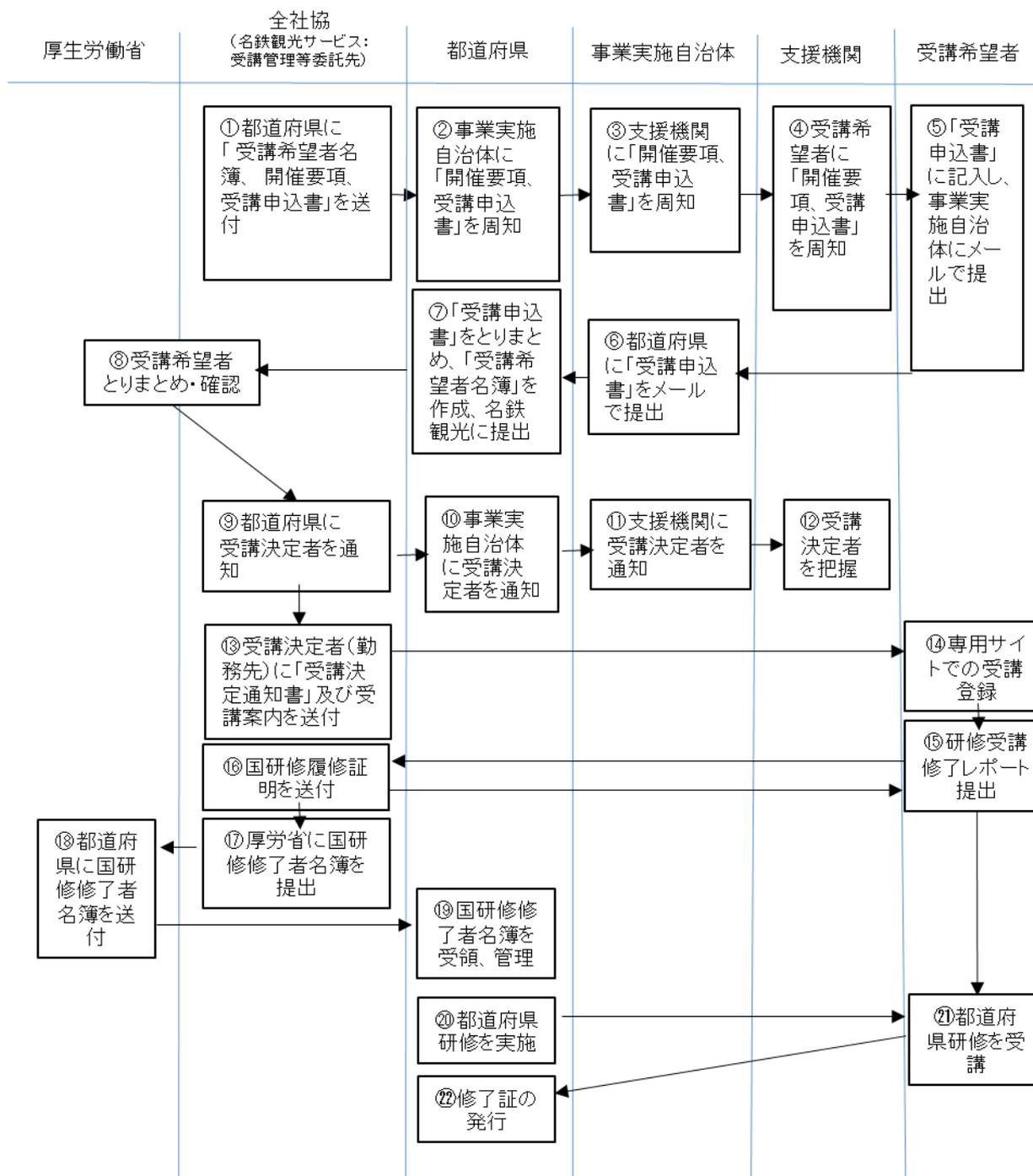
各研修の動画配信開始時期までに研修資料（冊子）を受講者にお送りします。

あわせて基本テキストとして下記を各自ご用意ください。

『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業者養成研修テキスト第 2 版』  
(中央法規出版株式会社)

※書店等でお買い求めいただくか、添付の中央法規出版宛申込書をご利用ください。(自己負担)。

## 11. 申込みから受講、修了までの流れ



※【】内の数字は上記「申込みから受講までの流れ」の図の番号と一致します。

※就労準備支援事業従事者、家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではありません。(厚生労働省から都道府県に送付する国研修の修了者名簿に基づき、都道府県にて修了証を発行)

※受講希望受付、とりまとめ及び受講者管理を名鉄観光サービス株式会社に委託しています。

### 11-1. 都道府県

- (1) 事業実施自治体に開催要項、受講申込書をメールで送付【②】
- (2) 受講申込書(事業実施自治体とりまとめ用)を集約して受講希望者名簿(様式1)を作成し、名鉄観光サービスにメールで提出(締切日:令和4年6月27日(月))【⑦】

- (3) 「受講決定者名簿」(7月上旬送付予定)に基づき、事業実施自治体に受講決定者を通知【⑩】
- (4) 研修終了後、修了者名簿を受領し管理【⑰】
- (5) 都道府県研修を実施【⑳】し、都道府県研修修了者に対し、修了証を発行【㉒】

#### 1 1 - 2. 事業実施自治体

- (1) 自立相談支援機関、就労準備支援事業実施機関に開催要項、受講申込書をメールで送付(直営の場合は受講者に周知)【③】
- (2) 受講希望者から記入済み受講申込書を受領し、**別添1**にとりまとめ、都道府県にメールで提出【⑥】
- (3) 都道府県からの通知を受けて自立相談支援機関、就労準備支援事業実施機関に受講決定者を通知(直営の場合は受講者に通知)(7月上旬予定【⑪】)

#### 1 1 - 3. 自立相談支援機関、就労準備支援事業実施機関

- (1) 受講希望者に開催要項、受講申込書を周知【④】
- (2) 受講決定者を把握【⑫】

#### 1 1 - 4. 受講希望者

- (1) 記入した受講申込書(**別添2**)をメールにて事業実施自治体に提出【⑤】
  - ※受講申込書のファイル名は、「**別添2**受講申込書(フルネームを漢字で記入)」のカッコ内を受講希望者のフルネーム(漢字)に変更してご提出ください。
  - ※(記入例)をご参照ください。
- (2) 基本テキスト(『生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業従事者養成研修テキスト 第2版』)をご準備ください。
  - ※書店等でお求めいただくか、別添の中央法規出版のテキスト申込書をご利用ください。
- (3) 別途、受講決定の際にご案内する手順により「受講者登録サイト」にアクセスし、受講者情報を登録してください。【⑭】
- (4) 受講決定後に別途全社協から送付する研修の詳しい受講方法等のご案内に沿って研修を受講し、修了レポートを提出してください。
- (5) 全社協から各受講者に国研修履修証明を送付【⑯】

#### 1 2. 国研修履修証明

- (1) 所定の動画(オンデマンド配信)を視聴するとともにライブ配信に参加し、修了レポートを提出した方に国研修履修証明を送付します。
- (2) 都道府県には、国研修修了者名簿をお送りします。

別表1 主任相談支援員養成研修カリキュラム

科目	目標
生活困窮者自立支援制度について	○生活困窮者自立支援制度創設の背景及び制度の概要、生活困窮者支援の理念について理解する。
主任相談支援員に期待される役割	○主任相談支援員に求められる役割について理解する。 ○スーパービジョンの基本的考え方や手法を学ぶ。 ○職員の資質向上と職場（組織）づくりについて学ぶ。 ○支援対象者への理解を深めるための背景・手法について学ぶ。
生活困窮者支援と地域づくりの意義について	○生活困窮者支援における地域づくりの考え方を学ぶ。 ○生活困窮者支援と地域の関係機関・関係者との協働・連携について理解する。 ○地域の社会資源の把握と地域ネットワークの開発手法を学ぶ。 ○アウトリーチを通じた地域との連携、支援手法について理解する。
研修全体のまとめ	○研修の振り返り、まとめを行う。

※計 17.5 時間（自己学習時間含む）

別表2 相談支援員養成研修カリキュラム

科目	目標
生活困窮者自立支援制度について	○生活困窮者自立支援制度創設の背景及び制度の概要、生活困窮者支援の理念について理解する。
個別支援の基本	○支援対象者への理解を深めるための視点を学ぶ。 ○援助関係をつくりにくい人の特性や支援方法について学ぶ。
地域を基盤とした相談支援の方法	○地域の社会資源との連携について学ぶ。 ○任意事業や多制度との連携について学ぶ。
相談支援の展開	○支援プロセス（インテークから終結）の流れと大切にすべき視点を学ぶ。 ○アウトリーチの重要性とその手法について理解する。

※計 17.5 時間（自己学習時間含む）

別表3 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修カリキュラム

科目	目標
生活困窮者自立支援制度について	○生活困窮者自立支援制度創設の背景及び制度の概要、生活困窮者支援の理念について理解する。
支援関係の構築	○就労支援員・就労準備支援事業従事者に求められる役割を理解する。 ○支援対象者への理解を深めるための視点を学ぶ。 ○援助関係をつくりにくい人の特性や支援方法について学ぶ。
就労支援を通じた地域づくり	○地域の社会資源との連携の重要性や手法について学ぶ。 ○任意事業や多制度との連携について学ぶ。
支援手法の理解と構築	○多様な支援メニューの準備と開発の必要性やその手法について理解する。 ○就労体験先となる企業等の求人開拓を行うための手法を理

	解する。 ○アウトリーチの重要性や手法について理解する。
研修全体のまとめ	○受講者自らが就労支援を組み立てることを目的とした総合演習と振り返りを行う。

※計 17.5 時間（自己学習時間含む）

内容は予定であり、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

### <受講者管理について>

本研修につきましては、個人情報保護における取扱契約を交わしたうえで、受講希望のとりまとめや受講者管理を、名鉄観光サービス株式会社に委託しています。受講に関するお問い合わせ等は、下記の名鉄観光サービス株式会社にご連絡ください。

### <個人情報の取り扱いについて>

受講者及び申込者の皆様に関する個人情報は、研修事業関連のみの目的で使用し、その他の目的で使用することはありません。その管理については、全国社会福祉協議会「個人情報の保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

ご不明な点等ございましたら、全国社会福祉協議会地域福祉部までご連絡ください。

全国社会福祉協議会のプライバシーポリシー等は、全社協ホームページに記載しています。

<http://www.shakyo.or.jp/kojin.html>

### <必要な配慮について>

手話通訳等、参加時に配慮が必要な場合は、事前に事務局までお知らせください。

### <研修の申込・登録サイトに関するお問い合わせ先>

名鉄観光サービス株式会社 MICE センター 担当：下枝、富永、柴田

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2（新霞が関ビル内）

営業時間：月～金 9:45～17:45（土日祝休業）

E-mail：[mice@mwt.co.jp](mailto:mice@mwt.co.jp) TEL：03-3595-1122

※緊急時以外はできる限りメールでご連絡下さいますよう、ご配慮いただけますと幸いです。

### <その他に関するお問い合わせ先>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 担当：貴島、福<sup>ふくよ</sup>興

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL：03-3581-4655 FAX：03-3581-7858 E-mail：[z-jiritsu@shakyo.or.jp](mailto:z-jiritsu@shakyo.or.jp)

受付時間 9:30～17:30（土日祝日休業）